

令和7年度 ため池定期点検業務 設計書

業務番号

穴産農委 第070005号

施設名

農業用ため池

履行場所

穴栗市山崎町与位 地内他

業種

見積設計書



穴栗市

産業部

委 託 費				業 務 概 要	
	実 施	変 更		増 減 額	ため池定期点検業務
設 計 額 基 準 年 月 日 令和7年6月1日	円 (円)	円 (円)		円 (円)	防災重点ため池 7箇所（天神下池 他） 定期点検業務 1 式
業 務 委 託 料	円 (円)	円 (円)		円 (円)	
執 行 方 法	委 託		履行期限	令和7年10月31日限り	



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

令和7年度

農村地域防災減災事業

宍粟（推進調査）4地区

ため池定期点検業務

宍産農委第070005号

金抜き設計書

（当初）

宍粟市

[illegible]

SHIS002

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

事業名	農村地域防災減災事業 宍粟（推進調査）4 地区				
業務名	ため池定期点検業務				

業務別業務名:ため池定期点検業務

コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	*** S単一 1号 ***					
S63003	設計労務(直接人件費内業)		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業)			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 制約作業時間:0.0	超勤時間:0.0 時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	
	1)主任技術者の人数	0.00人				
	2)技師長の人数	0.00人				
	3)主任技師の人数	0.00人				
	4)技師Aの人数	0.00人				
	5)技師Bの人数	1.40人				
	6)技師Cの人数	0.30人				
	7)技術員の人数	2.30人				
R04005	技師 (B)		人			
R04006	技師 (C)		人			
R04007	技術員		人			
	合 計					算出数量 1.000 式
	単 価		式			
	*** S単一 2号 ***					
S63003	設計労務(直接人件費内業)		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業)			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 制約作業時間:0.0	超勤時間:0.0 時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	
	1)主任技術者の人数	0.00人				
	2)技師長の人数	0.00人				
	3)主任技師の人数	0.00人				
	4)技師Aの人数	0.50人				
	5)技師Bの人数	0.00人				
	6)技師Cの人数	0.00人				
	7)技術員の人数	0.00人				
R04004	技師 (A)		人			
	合 計					算出数量 1.000 式
	単 価		式			
	*** S単一 3号 ***					
S63007	設計労務(直接人件費外業)		式		1.000 回	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費外業)			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 制約作業時間:0.0	超勤時間:0.0 時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	
	1)主任技術者の人数	0.00人				
	2)技師長の人数	0.00人				
	3)主任技師の人数	0.00人				
	4)技師Aの人数	2.50人				
	5)技師Bの人数	3.50人				
	6)技師Cの人数	0.70人				
	7)技術員の人数	6.30人				
R04004	技師 (A) 外業		人			
R04005	技師 (B) 外業		人			
R04006	技師 (C) 外業		人			
R04007	技術員 外業		人			
	合 計					算出数量 1.000 式
	単 価		式			
	*** S単一 4号 ***					
S63010	打合せ (設計業務基準日額)		回		1.000 回	歩A 当たり算出
	打合せ (設計業務基準日額)			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 制約作業時間:0.0	超勤時間:0.0 時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	
	一般工種, 着手前・最終, 1.00人, 1.00人, 0.00人, 0.00人, 0.5日, 0日					
	1)設計工種	一般工種				
	2)打合せ	着手前・最終				
	3)設計用主任技師人数	1.00人				
	4)設計用技師(A)人数	1.00人				

事業名	農村地域防災減災事業 突票（推進調査）4 地区				
業務名	ため池定期点検業務				

業務別業務名:ため池定期点検業務

コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	5)設計用技師(B)人数	0.00人				
	6)設計用技師(C)人数	0.00人				
	7)打合せ日数	0.500日				
	8)往復移動日数	0.000日				
R04003	主任技師		人			
R04004	技師 (A)		人			
	合 計					算出数量 1.000 回
	単 価		回			
	*** S単－ 5号 ***					
S63011	打合せ（設計旅費・交通費）		回		1.000 回	歩A 当たり算出
	打合せ（設計旅費・交通費） 一般工種、着手前・最終、通勤により打合せ、ライトバン、1日、2時間、 L<100km（100km未満）			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 制約作業時間:0.0	超勤時間:0.0 時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	
	1)設計工種	一般工種				
	2)打合せ内容	着手前・最終				
	3)主任技師配置人員	1人				
	4)技師A配置人員	1人				
	5)技師B配置人員	0人				
	6)技師C配置人員	0人				
	7)打合せ日数	0.50日				
	8)往復移動日数	1.00日				
	9)宿泊区分	通勤により打合せ				
	12)交通機関区分	ライトバン				
	13)高速道路往復料金（税別）	0円				
	14)鉄道往復1人当料金（税別）	0円				
	15)バス往復1人当料金（税別）	0円				
	16)船舶往復1人当料金（税別）	0円				
	17)航空往復1人当料金（税別）	0円				
	18)ライトバン使用日数	1日				
	19)時間区分	2時間				
	20)往復移動距離区分	L<100km（100km未満）				
M28121	ライトバン【ガソリンエンジン・二輪駆動】 乗車定員5名 排気量1.5L		日			
P34001	ガソリン J I S 2 号 レギュラースタンド	5.400	L			
	合 計					算出数量 1.000 回
	単 価		回			
	*** S単－ 6号 ***					
S63018	旅費交通費（設計外業日雇用）		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	旅費交通費（設計外業日雇用） ライトバン、5日、2時間			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 制約作業時間:0.0	超勤時間:0.0 時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	
	1)交通機関区分	ライトバン				
	2)高速道路往復料金（税別）	0円				
	3)鉄道往復1人当料金（税別）	0円				
	4)バス往復1人当料金（税別）	0円				
	5)船舶往復1人当料金（税別）	0円				
	6)航空往復1人当料金（税別）	0円				
	7)ライトバン使用日数の入力	5日				
	8)時間区分	2時間				
	9)設計用技師長外業日数	0.000日				
	10)設計用主任技師外業日数	0.000日				
	11)設計用技師A外業日数	1.750日				
	12)設計用技師B外業日数	2.450日				
	13)設計用技師C外業日数	0.490日				
	14)設計用技術員外業日数	4.410日				
M28121	ライトバン【ガソリンエンジン・二輪駆動】 乗車定員5名 排気量1.5L		日			
P34001	ガソリン J I S 2 号 レギュラースタンド	27.000	L			
	合 計					算出数量 1.000 式
	単 価		式			
	*** S単－ 7号 ***					
S63023	電子納品版業務報告書作成		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	電子納品版業務報告書作成 2, A－4, 300, 5cm, 0			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	超勤時間:0.0 時間的制約:なし	

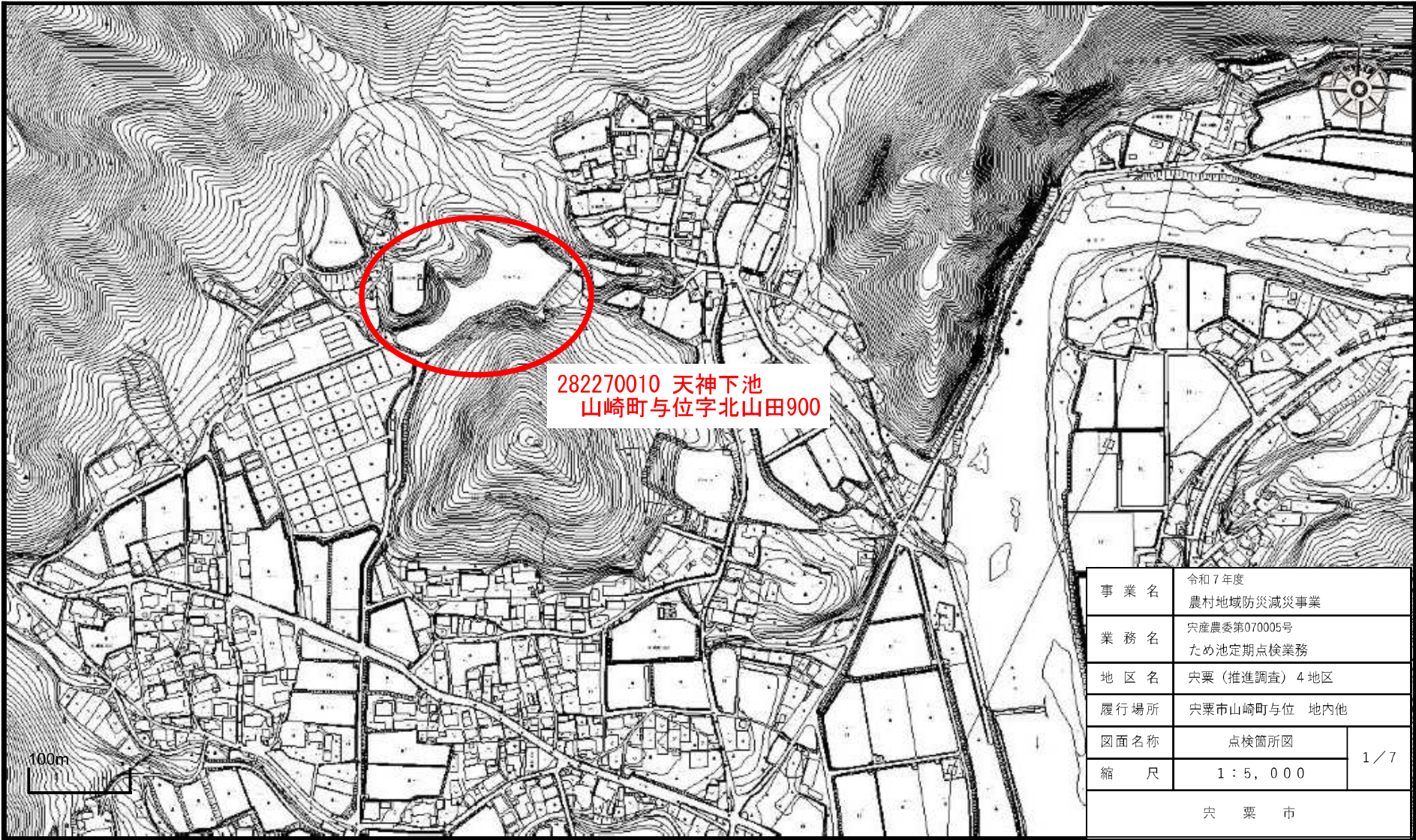
[illegible]

[illegible]

ため池定期点検業務 実施数量計算書

定期点検業務										
防災支援 システムID	ため池名	区 分			数 量				単位	備考 (貸与資 料)
		定期点検	資料整理	資料照査	実施					
					初回	2巡目以降				
282270010	天神下池	○	○	○		1.0			箇所	H30定期点検結果
282270013	新池（生谷）	○	○	○		1.0			箇所	H30定期点検結果
282270017	大池	○	○	○		1.0			箇所	H30定期点検結果
282270022	ヒラキノ池	○	○	○		1.0			箇所	H30定期点検結果
282270033	砂利谷池	○	○	○		1.0			箇所	H30定期点検結果
282270039	東雲池	○	○	○		1.0			箇所	H30定期点検結果
282270044	別所池（上池）	○	○	○		1.0			箇所	H30定期点検結果
合 計						7.0			箇所	

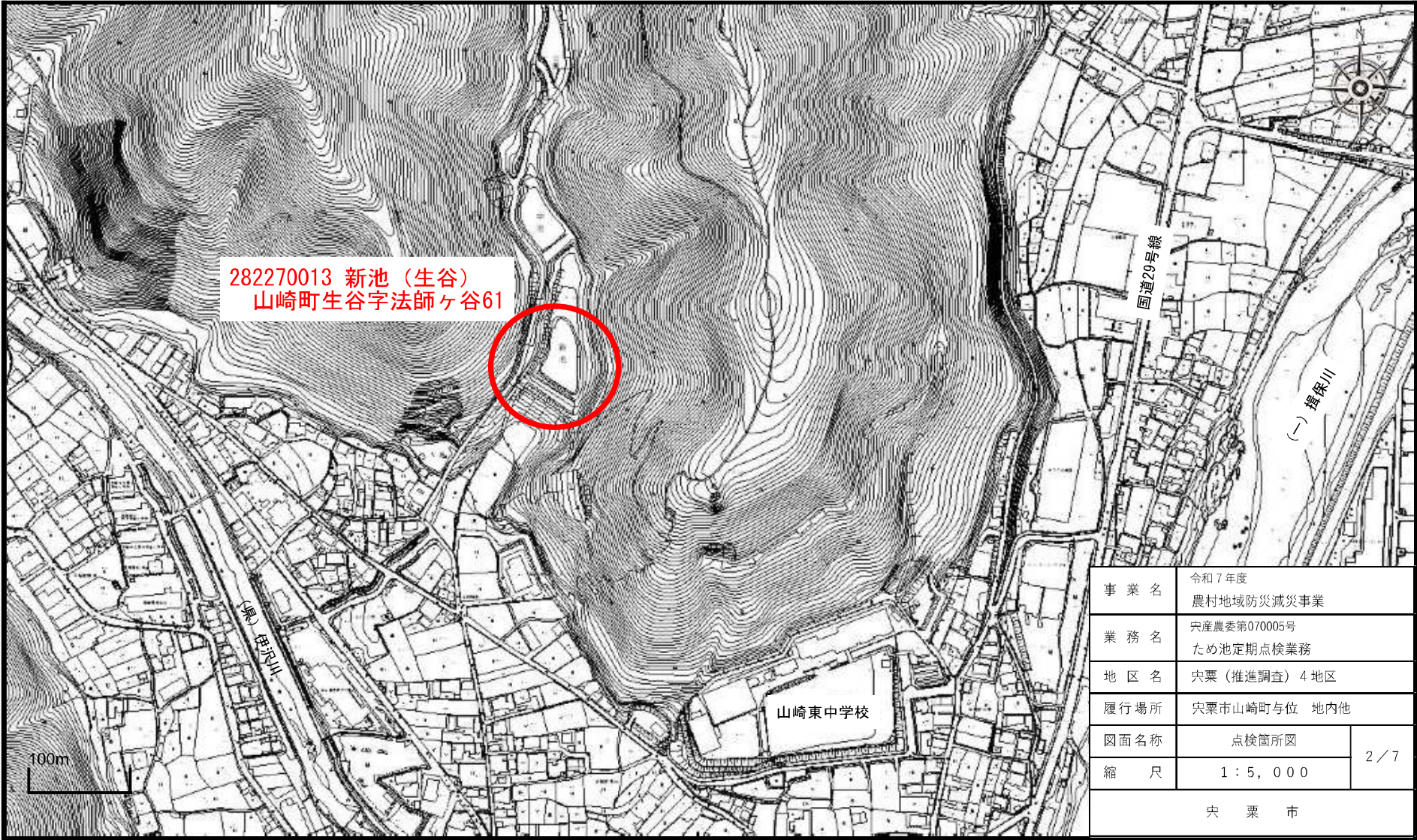
ため池定期点検箇所図



1 / 5,000

注釈：

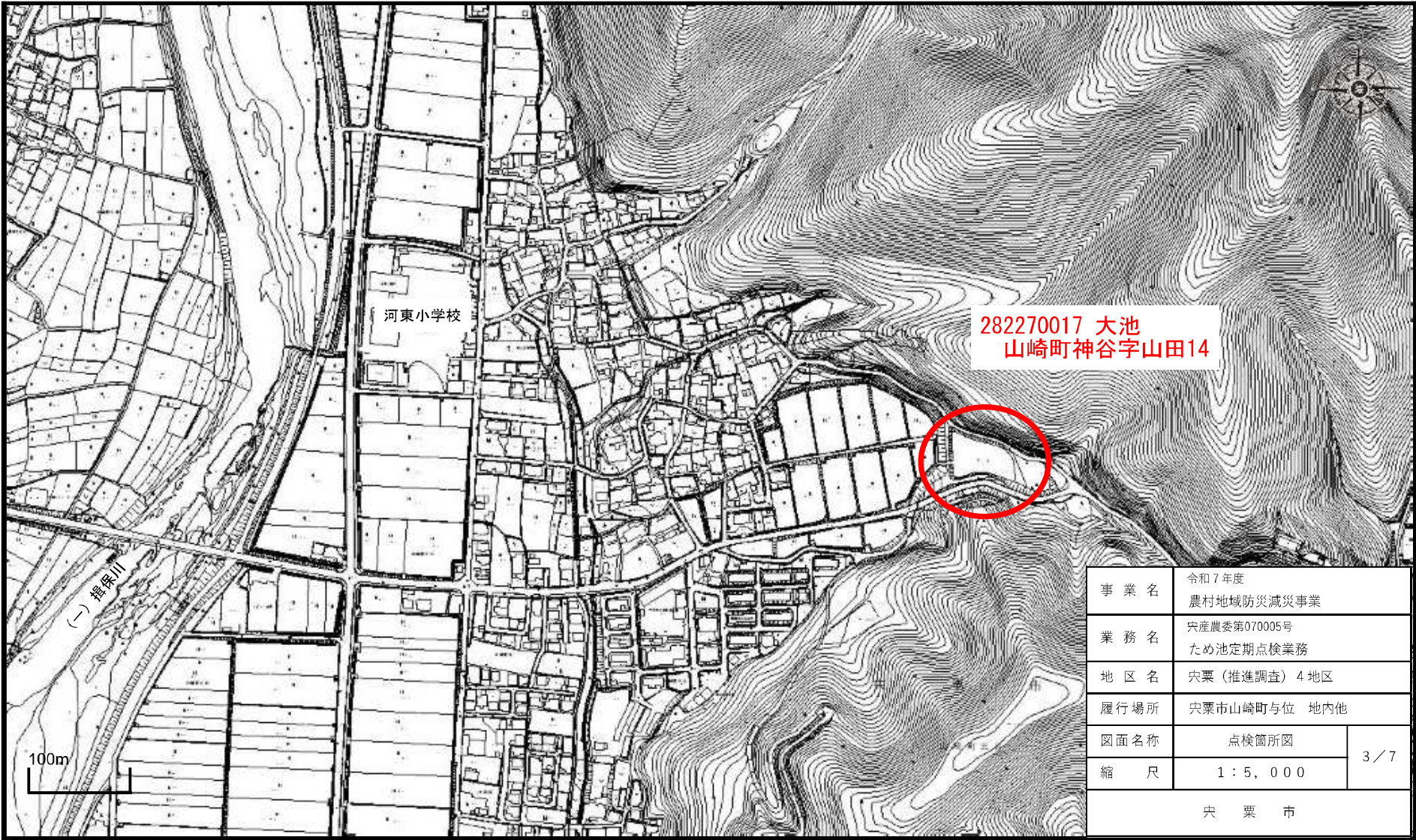
ため池定期点検箇所図



注釈：

1 / 5,000

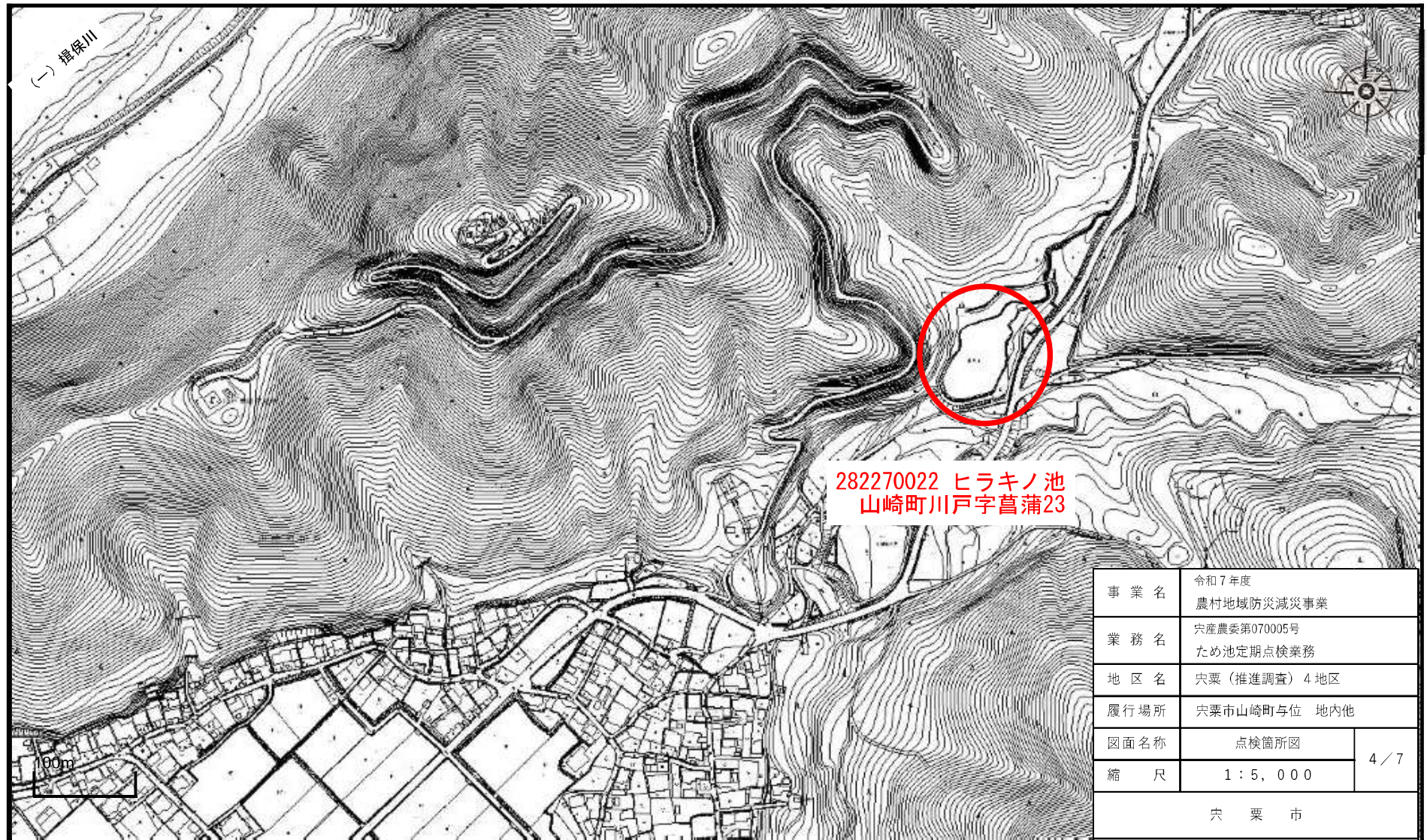
ため池定期点検箇所図



注釈：

1 / 5,000

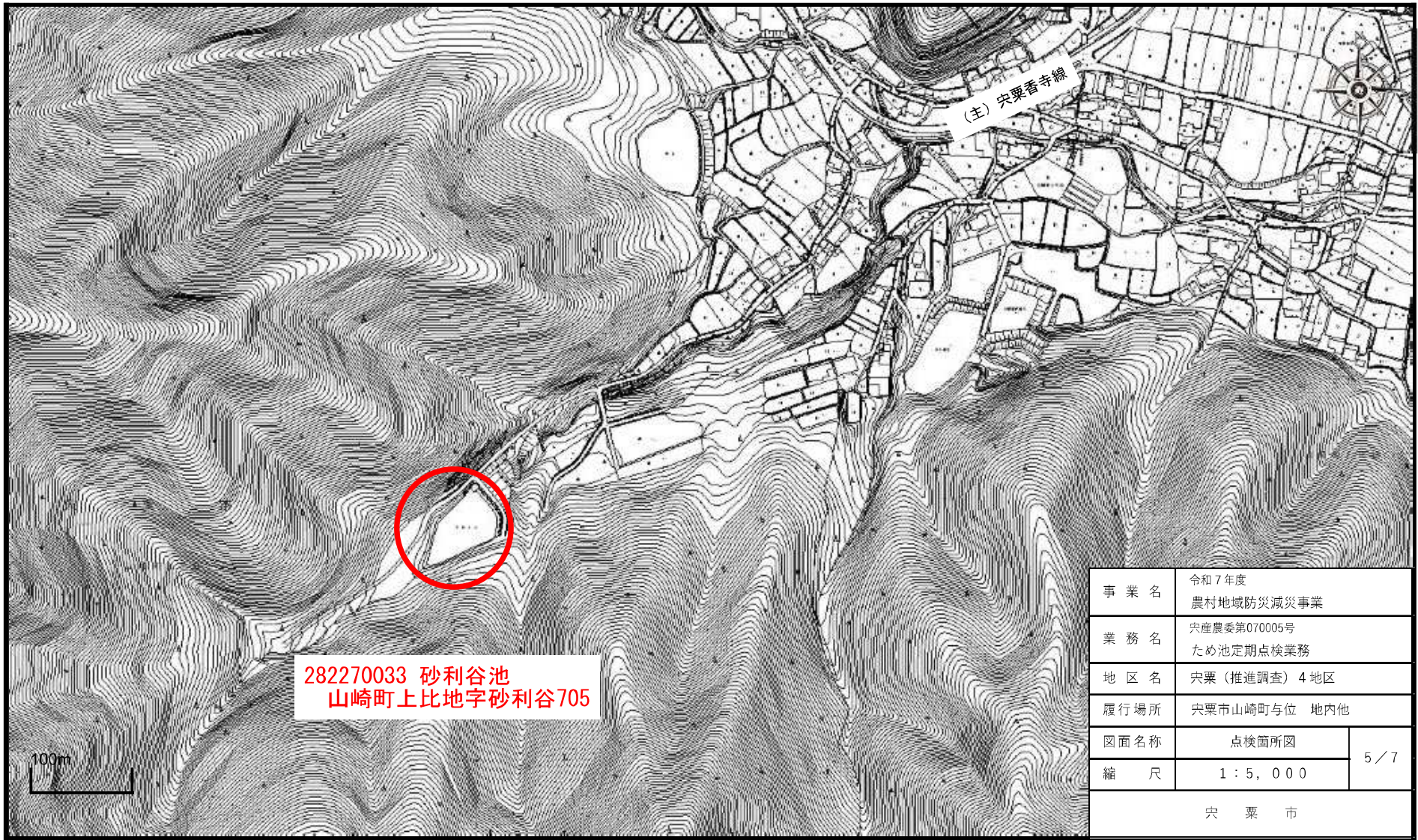
ため池定期点検箇所図



注釈：

1 / 5,000

ため池定期点検箇所図



注釈： 1 / 5,000

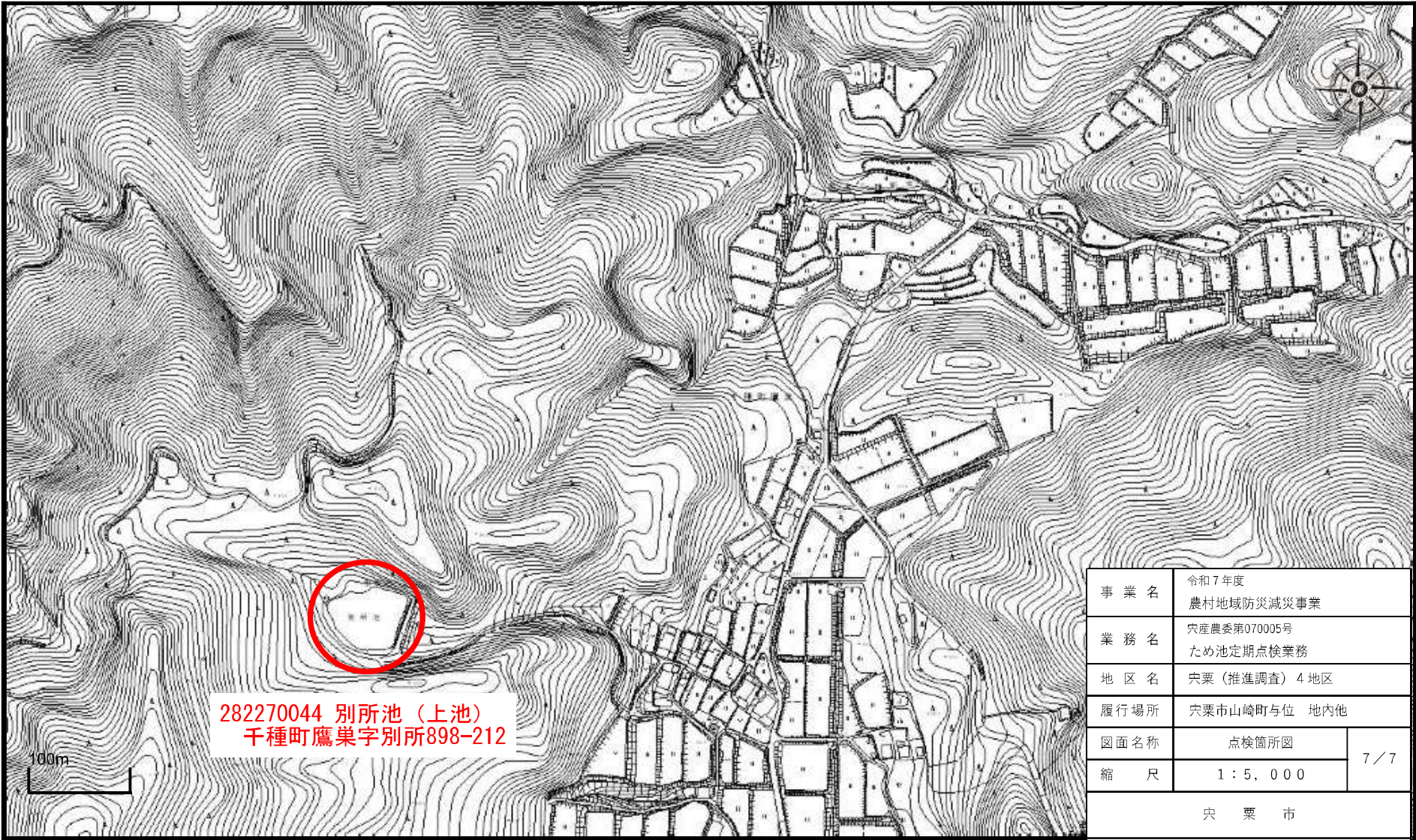
ため池定期点検箇所図



1 / 5,000

注釈：

ため池定期点検箇所図



注釈：

1 / 5,000

ため池定期点検業務

特記仕様書

穴栗市産業部農業振興課

総 則

第1条（適用範囲）

本仕様書は農村地域防災減災事業 ため池定期点検業務（以下「本業務」という。）に適用する。ため池定期点検業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「地質・土 質調査業務共通仕様書」「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という）によるほか、同共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特記仕様書によるものとする。

第2条（目的）

本業務は、「ひょうごのため池安全安心定期点検事業実施要領及び同運用」に基づきため池管理者による適正な管理を強化するため、ため池管理者が日常的に行っている管理や点検を補完するため、専門技術者による点検を定期的に実施、健全度 等を評価するとともに、その結果に応じた対策を早期に講じることにより、災害の未然防止を図ることを目的とする。

併せて、ため池保全等に関する相談、適正な管理等の助言・現場技術指導、その他適正管理に向けた啓発等を実施するものとする。

第3条（対象）

調査対象は、兵庫県宍粟市内で次に掲げるため池とする。

点検対象（2巡目以降点検ため池）

No.	ため池名	ふりがな	所在地
282270010	天神下池	てんじんしたいけ	山崎町与位字北山田 900
282270013	新池（生谷）	しんいけ	山崎町生谷字法師ヶ谷 61
282270017	大池	おおいけ	山崎町神谷字山田 14
282270022	ヒラキノ池	ひらきのいけ	山崎町川戸字菖蒲 23
282270033	砂利谷池	じゃりたにいけ	山崎町上比地字砂利谷 705
282270039	東雲池	しのめいけ	山崎町葛根字峠南 1194-56
282270044	別所池（上池）	べっしょいけ	千種町鷹巣字別所 898-212

第4条（工程表）

受注者は、調査職員と調整のうえ調査工程表を作成し、これに基づいて現地調査を実施する。

第5条（現地調査の事前通知）

（１）ため池を現地調査するにあたっては、ため池管理者への事前通知を、調査職員と調整の上、受注者が行うものとする。

（２）受注者が行う調査内容には、伐採・除草作業を含まない。

第6条（服装、身分証明書の携帯）

- （１）受注者は、調査員が調査従事者であることが判別できるよう統一した服装とさせなければならない。
- （２）受注者は、調査等に従事する者の身分証明書を発行し、業務に従事する者に名札として携帯させなければならない。
- （３）調査等に従事する者は、ため池管理者等から請求があったときは、身分証明書を提示しなければならない。

第7条（情報管理及び情報保護対策）

本業務で取扱う情報については、個人情報のもとより、発注者より貸与されたいかなる資料及び情報も適正に管理しなければならない。

第8条（履行期間）

本業務の履行期間は、契約締結の日の翌日より令和7年10月31日までとする。

第9条（業務内容）

（１）ため池定期点検の実施

定期点検は次の①の点検項目について、専門技術者が原則ため池管理者の立ち会いの下に点検を実施する。

点検結果はため池定期点検表（別記様式第1）に入力すること。

なお、ため池管理者と日程調整の結果立会いが困難な場合は、点検のための立入についてため池管理者に了承を得たうえで調整を行い、発注者にその旨報告すること。

① 点検は次に掲げる項目とする。

点 検 箇 所	点 検 項 目
堤 体	漏水状況、変形状況、余裕高等 ※余裕高の算定は1巡目点検時又は変更があった場合のみ実施
洪水吐き	破損状況、障害物状況、洪水吐能力等 ※洪水吐き能力の算定は1巡目点検時又は変更があった場合のみ実施
取水施設	破損状況、操作機能等
周辺の状況	伐採木、土砂崩壊等
その他	管理の状況、安全柵、危険な行為の禁止等看板、疏水の状況や保全計画書の履行状況等

- ② 別紙1に定める「ため池定期点検（巡回点検を含む）記入要領」に基づき、健全度総合評価を行うものとする。健全度総合評価は、次に示す考え方に基づき、「健全」、「要注視」、「要監視」、「要早期改修」に区分し評価するものとする。

○ [健全] 変状若しくは構造上の不備なし（以下「変状等」という。）
△ [要監視] 変状等があり将来的に改修等が必要となる可能性はあるが、「要監視」には至らないもの。
▲ [要監視] 変状等により決壊リスクが高まった状態であり、改修等の必要があり日常的にため池の監視が必要となっているもの。
× [要早期改修] 変状等の程度が大きく、決壊リスクが特に高まった状態であり、早期の改修が必要となっているもの。

- ③ 2巡目以降の点検は、前回点検時点から変状等が進行するおそれのある項目を重点的に点検及び確認するものとする。

- ④ 受注者は、点検結果がとりまとめ次第、発注者の確認を受ける。
 ⑤ 受注者は、ため池の状況および点検状況を撮影し、特に変状等がみられる箇所は必ず撮影すること。

（２）相談対応業務

- ① 受注者は、現地点検を行った際に点検対象ため池の管理者からため池管理に関する相談があった場合は適切に助言することとする。
 ② ため池管理者から調査対象ため池以外のため池について相談を受けたときは、速やかに発注者に連絡し、指示を受けることとする。

（３）助言・指導業務

- ① 受注者は、定期点検等で管理不十分と判断される管理者に対して、適正な管理に関する助言と現場指導を行うものとする。
 ② 助言・指導に従わない場合は発注者に連絡し、指示を受けることとする。

（４）その他

- ① 受注者は、別紙の助言、指導対応業務記録（日報）に取りまとめるものとする。
 ② 発注者及びため池管理者が有するため池に関する情報（ため池カルテ等）を収集し、整理をおこなうものとする。
 ③ ため池情報については、発注者より貸与を受けること。個人情報が含まれていることから、その取扱いには十分配慮するものとする。
 ④ 受注者は、発注者が現場確認を行う際に要請があれば現地で立会うものとする。

第10条（貸与資料）

業務の実施にあたり、下記資料を貸与する。

資料名	備 考
ため池定期点検結果・ため池巡回点検結果	2巡目以降のため池

第11条（貸与資料の取扱い）

前条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- （１） 貸与資料は、原則として複写転載を禁ずるとともに、その取扱いは十分留意しなければならない。
- （２） 貸与資料の使用に当っては、その適用について調査職員の指示を受けるものとする。
- （３） 使用する図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や、解釈に疑義が生じた場合は、調査職員と協議する。
- （４） 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、調査職員の請求があった場合の他、完了検査時に一括返納しなければならない。
- （５） 貸与にあたり、借用書を記入の上、調査職員に提出しなければならない。

第12条（打合せ）

打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 現地作業着手の段階

最終回 報告書原稿作成段階

また、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、調査職員と相互に確認するものとする。

第13条（業務の報告）

受注者は業務の報告書として、発注者と協議の上、次の書類を提出するものとする。

（１） 月間業務報告書：電子メール可（翌月の１０日迄に発注者へ報告するものとする）。

- ① 業務実施件数一覧表（月実績）
- ② 助言・指導日報（別添１）

（２） 業務完了報告書：業務終了後速やかに提出する。

- ① ため池定期点検表
- ② 業務実施件数一覧表
- ③ 助言・指導日報
- ④ その他（打合せ簿、日報等）

（３） 緊急を要する点検結果の報告

要早期改修と判断されたため池のうち、特に緊急を要するもの（湧水量の増大やパイピングの発生、陥没等進行性があり、決壊を誘引するおそれが高いと判断される場合）については、原則点検実施後２週間以内に、その他のものは原則２ヶ月以内に発注者へ報告するものとする。

(4) その他

個々のため池情報のとりまとめ結果データ一式

(5) 報告書部数 2部(電子データ含む)

第14条（成果品）

(1) 成果品は次のものを取りまとめ長期の使用に耐える装丁を行い提出するものとする。

- ① 健全度総合評価表一覧
- ② 健全度総合評価表（詳細）一覧
- ③ 各ため池の定期点検表
- ④ 助言指導対応業務記録（日報）

(2) 本業務における成果品の提出にあたっては、作成した電子データを電子媒体で正副 2部提出するほか下記のとおりとする。なお、電子媒体により難しい場合は調査職員と協議するものとする。

完成図書の出力 2部（市販のファイル綴じで可）

第15条（成果品の提出先）

成果品の提出先は次のとおりとする。

兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133 番 6

宍粟市役所 産業部 農業振興課

第16条（契約変更）

業務の委託契約書に規定する内容の変更等については、次のとおりとする。

- ① 「業務内容」に変更が生じた場合
- ② 「業務項目」に変更が生じた場合
- ① 「成果品」に変更が生じた場合
- ② 「履行期間」の変更が生じた場合
- ③ その他

第17条（守秘義務）

受注者は、貸与図書の使用にあたって次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- ① 貸与図書を当該業務以外に使用してはならない。
- ② 業務上知り得た情報、内容を業務処理期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

第18条（定め無き事項）

この仕様書に定め無き事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて調査職員と協議するものとする。

ため池定期点検表(巡回点検含む) 【関係市町名: 】

(健全度総合評価)

ふりがな ため池名		ため池台帳 I D		(防災) (県)						
防重ため池指定		☐ 指定 ☐ 未指定		※管理者組織名、管理代表者の氏名・住所及び電話番号は点検日時点の防災支援システム情報						
ため池の所在地				前回	健全度 総合評価					
管理者組織名					点検日		年 月 日			
管理代表者 氏名 (又は所有者氏名)					点検時 貯水位		☐ 満水 ☐ 空 ☐ FWLより m低			
管理代表者 住所 (又は所有者住所)				点検日		年 月 日				
管理代表者 電話番号 (又は所有者電話番号)				点検者氏名						
点検時貯水位				☐ 満水 ☐ 空 ☐ FWLより m低		立会者氏名				
堤 高		m		堤 長		m				
						貯水量				
						m3				
点 検 項 目	堤 体	漏水状況 (位置・状況を図・写真等で記録する)					前回評価	今回評価	備考	
		漏 水	☐ 有(濁水) ☐ 有(清水) ☐ 無 ☐ 不明					(S-)	S-	
			低水位の場合 聞き取り(☐ 漏水有 ☐ 漏水無)							
			☐ パイピング漏水有							
		漏 水 量	☐ 堤体全体または特定箇所に漏水がある場合 測定量 漏水区間長 (<u> </u> ℓ/sec) ÷ (<u> </u> m) × 100m= <u> </u> ℓ/sec/100m					ℓ/sec/100m	ℓ/sec/100m	
			☐ にじみ程度 (測定不能)							
		漏水箇所	☐ 法尻より m高 ☐ 底樋周辺 ☐ 袖部							
		変形状況等 (位置・状況を図・写真等で記録する)					前回評価	今回評価	備考	
		前法部	☐ 張ブロック ☐ 石積 ☐ 土羽 ☐ その他()					(S-)	S-	
			断面変形率(浸食率) %							
	陥没・穴 ☐ 有(箇所) ☐ 無 ☐ 不明									
	後法部	はらみだし・陥没・穴 ☐ 有(箇所) ☐ 無 ☐ 不明					(S-)	S-		
	堤頂部	陥没・穴 ☐ 有(箇所) ☐ 無 ☐ 不明					(S-)	S-		
		ひび割れ ☐ 有(幅 cm) ☐ 無 ☐ 不明					(S-)	S-		
	余裕高	満水位と堤体天端の差 m					(S-)	S-		
		設計洪水位と堤体天端の差 m								
	樹木の繁茂	☐ 有 ☐ 無								
	洪 水 吐	破損状況 (位置・状況を図・写真等で記録する)					前回評価	今回評価	備考	
		☐ コンクリート	ひび割れ	☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明			(S-)	S-		
			〔程度〕	☐ 全体 ☐ 0.6mm以上あり ☐ 0.6mm未満あり						
☐ 石積		破 損	☐ 有(箇所) ☐ 無 ☐ 不明			(S-)	S-			
		〔程度〕	☐ 洗掘大 ☐ 一部							
☐ 土水路		破 損	☐ 有(箇所) ☐ 無 ☐ 不明			(S-)	S-			
		〔程度〕	☐ 洗掘大 ☐ 一部							
障害物状況(位置・状況を図・写真等で記録する) ☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明					(S-)	S-				
☐ 流木 ☐ 草木 ・堰上げ(☐ コンクリート ☐ 木板 ☐ 土嚢) ☐ その他()					(S-)	S-				
現況の洪水吐能力(☐ 1/ 年確率 ☐ 既往最大相当) m3/s					(S-)	S-				
取 水 施 設	破損状況 (位置・状況を図・写真等で記録する)					前回評価	今回評価	備考		
	材質又は底樋の有無	☐ コンクリート製 ☐ 木製等 ☐ 無			(S-)	S-				
	施設の破損	☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明								
	ひび割れ(0.6mm以上)	☐ 有(幅 mm) ☐ 無 ☐ 不明								
	取水ゲートの機能障害	☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明								

点検項目	周辺の状況	上流部の伐採木、倒木等が流入するおそれがある	☐ 有 ☐ 無		
		ため池周囲に土砂崩壊のおそれがある	☐ 有 ☐ 無		
		特記事項（前回以降の状況変化又は、今回新たに気づいた点を記載）			
確認項目	その他	安全柵の状況	☐ 有 ☐ 堤頂上	☐ 池の出入口 ☐ 洪水吐 ☐ 無 ☐ 破損	
		危険な行為（遊泳、魚釣等）の禁止看板設置状況	☐ 有 ☐ 無 ☐ 破損		
		ため池名称看板の有無	☐ 有 ☐ 無 ☐ 破損		
		用水や洪水の流入又は流下する水路の管理状況	☐ 適正に管理されている ☐ 適正に管理されていない		
		ため池構成施設以外の施設の位置、設置状況			
		水面を活用した太陽光発電施設の有無と影響	施設の有無 ☐ 有 ☐ 計画中 ☐ 無 ため池への影響 ☐ 有 ☐ 無		
		その他水面利用（水上ゴルフ場、釣り堀、レクリエーション等）の有無と影響	施設の有無 ☐ 有 施設名（ ） ☐ 無 ため池への影響 ☐ 有 ☐ 無		
		その他の管理状況（草刈りや池干し、日常点検頻度など）	草刈り ☐ 有（ 回/ 年） ☐ 無 池干し ☐ 有（ 回/ 年） ☐ 無 ため池管理者による日常点検の実施 ☐ 有 ☐ 無		
		ため池管理（草刈り等）を担う人員の状況	概ね（ ）人		
		ため池廃止の希望	☐ 有 ☐ 無		
		ため池の農業用利用の有無	☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明		
点検作業でその他気づいた点					
保全計画書履行状況	保全対策		済・未	指導内容	
	①		☐ 済 ☐ 未		
	②		☐ 済 ☐ 未		
	③		☐ 済 ☐ 未		
	④		☐ 済 ☐ 未		
	⑤		☐ 済 ☐ 未		
専門技術者意見	総合的意見				
	堤体	☐ 進行 ☐ 変化なし ☐ 改善			
	洪水吐	☐ 進行 ☐ 変化なし ☐ 改善			
	取水施設	☐ 進行 ☐ 変化なし ☐ 改善			
	その他				

※ 必要に応じて、破損等の位置ポンチ絵を別途作成すること

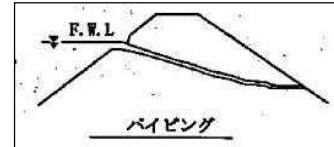
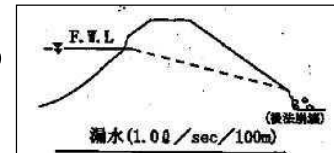
ため池定期点検(巡回点検含む) 記入要領

【堤体】

漏水量の確認

堤体全体又は部分的な漏水がある場合、実測により漏水量を測定する。(概算)

- S-5：漏水なし
- S-4：にじみ程度で流れが無い場合
- S-3：流れがあるが、清水であり、漏水量が 1ℓ/sec/100m未満の場合
- S-2：漏水量が 1ℓ/sec/100m以上の場合（パイピングによる漏水も対象）



堤体前法部の断面変形の状況（浸食率）の確認

堤体前法部において築堤当時の想定断面から断面変形率を測定し、断面変形の状況を確認する。

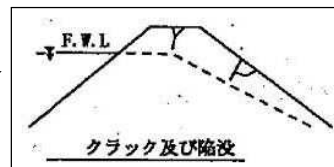
- S-5：断面変形の兆候がない（表面的な波浪浸食は含まない）
- S-4：断面変形の兆候が見られる場合（断面変形率3%未満）
- S-3：断面変形が進行している場合（断面変形率3%以上～5%未満）
- S-2：断面変形が進行し、著しい場合（断面変形率5%以上）



堤体前法部の陥没及び穴の有無の確認

堤体前法部において陥没及び穴の有無を確認する。

- S-5：特に変状なし
- S-4：陥没又は穴があるが漏水又はパイピングを助長することが無い場合
- S-3：陥没又は穴があるが部分補修で対策が可能な場合
- S-2：陥没又は穴があり、漏水又はパイピングを助長している場合



堤体後法部の変状の確認

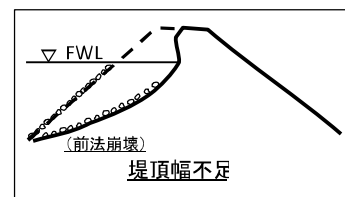
堤体後法における変状を確認する。

- S-5：特に変状なし
- S-4：断面に変形が見られるが、漏水又はパイピングに起因する変状ではない場合
- S-3：はらみ出しや陥没・穴があるが、部分補修で対策が可能な場合
- S-2：はらみ出しや陥没又は穴があり、湧水又は漏水がある場合

堤体堤頂部の変状の確認

堤頂部における変状を確認する。

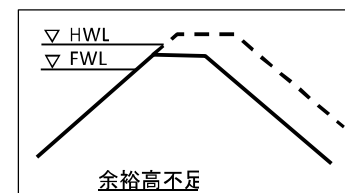
- S-5：特に変状なし
- S-4：断面に変形が見られるが漏水又はパイピングに起因する変状ではない場合
- S-3：陥没、穴、ひび割れがあるが部分補修で対策が可能な場合
- S-2：前法浸食により堤頂幅が不足している場合
ひび割れにより漏水又はパイピングを助長している場合



堤体の余裕高の確認

堤体天端と設計洪水位との差を確認する。

- S-5：堤体天端と設計洪水位との差が1.0m以上
- S-4：堤体天端と設計洪水位との差が1.0m未満の場合（S-2の場合を除く）
- S-3：堤体天端高が設計洪水位未満の場合（S-2の場合を除く）
- S-2：堤体天端と満水位との差が0.5m未満の場合



【洪水吐き】

構造物の状況の確認

コンクリート・石積の状況の確認

- S-5：特に変状なし
- S-4：ひび割れ（0.6mm未満）が見られる
- S-3：ひび割れ（0.6mm以上）、又は構造物の欠損などが見られる
- S-2：ひび割れが全体に及んでいる、又は破損などにより機能が著しく低下している

土水路の状況の確認

- S-4：法面崩れ、洗掘等の変状はみられない（土構造物の洪水吐は変状なしでも「S-4」評価）
- S-3：漏水した状況や一部破損（法面崩れ、洗掘等の変状）が見られる
- S-2：破損箇所が多く洪水流による洗掘により全壊のおそれが高い、又は洪水吐がない

洪水吐の障害物の状況の確認

- S-5：支障となる障害物なし
- S-4：土壌による嵩上げや樹木が繁茂し流下断面を阻害している
（人力撤去が可能な土嚢・流木・立木等は、撤去を指導し、「点検作業で特に気づいた点」に状況を記載）
- S-3：差し鉄筋など固定物により堰上げされており余裕高が減少又は消失している
- S-2：コンクリート等による永続的な堰上げがされており、余裕高が減少又は消失している
又は洪水吐がない

洪水吐能力の確認（記入要領別紙「洪水吐能力概算確認書」により確認）

※堤体天端高までの水位設定による洪水流量算定（堤体の余裕高は考慮しない）

- S-5：現況の洪水吐が設計洪水流量（200年確率又は既往最大いずれか大なる流量）以上の能力を有し、かつ当該洪水位と堤体天端との差が1.0m以上の場合
- S-4：現況の洪水吐能力が100年確率以上に相当する場合（S-5の場合を除く）
- S-3：現況の洪水吐能力が50年～100年未満確率に相当する場合
- S-2：現況の洪水吐能力が50年確率未満に相当する場合、又は洪水吐がない

【取水施設】

構造物の状況の確認

- S-5：特に変状なし（施設がコンクリート構造物に限る）
- S-4：老朽化等により取水施設に破損、漏水が見られるが操作機能は有している。又は施設が木造等である
- S-3：ひび割れ（6mm以上）等により取水施設を操作しても構造物周辺より漏水が発生している
- S-2：取水施設として操作が出来ず、機能していない（底樋がないものを含む）

【周辺の状況】

ため池上流部から、伐採木等が流入し洪水吐きの機能を妨げる等の危険性がないかを確認する
ため池周辺の地山や盛土において土砂崩壊の兆候や災害発生の恐れがないかを確認する

【その他】

- ①危険と判断される場所（堤頂部、ため池の出入り口、洪水吐き周辺等）に安全施設が設置されているかを確認する。設置されている場合は、破損等がないかを確認する。
- ②危険な行為（遊泳、魚釣等）が予想されるため池においては、遊泳禁止等の危険表示看板の設置、破損状況を確認する
- ③ため池管理者が自ら管理する疏水について、目視で管理状況を確認する。
- ④ため池構成施設以外の設置物（太陽光発電施設等）の有無を確認する。施設が設置されている場合は、堤体の構造への影響、浮遊移動していないか、固定の状況や破損の有無を確認する。
- ⑤その他ため池の維持管理の状況（草刈り状況等）を確認する

【保全計画書の履行状況の確認】

- ①保全計画書が作成されている場合、保全計画書に記載されている事項の履行状況を確認する。

【健全度総合評価】

ため池の健全度総合評価の判定については、[健全]、[要注視]、[要監視]又は[要早期改修]を原則として下記基準により記入する。

※構造上や複合的要因により、ため池の安全管理上、著しく支障をきたしていると判断される場合は、その理由を意見書に記載し、健全度総合評価に適宜反映すること。

▲[要監視] (以下項目のいずれかに該当する場合)

・【堤体】漏水がS-3のとき ・【堤体】前法部の浸食率がS-3のとき ・【堤体】堤頂部における変状がS-3のとき ・【洪水吐】洪水吐能力がS-3のとき ・【取水施設】がS-2のとき ・以上のほか「要早期改修」に該当する4項目以外がS-2のとき	
×[要早期改修]	
・【堤体】漏水がS-2のとき ・【堤体】前法部の浸食率がS-2のとき ・【堤体】堤頂部における変状がS-2のとき ・【洪水吐】洪水吐能力がS-2のとき	

△[要注視]

・上記に該当しない場合であって、いずれかの項目がS-3及びS-4のとき (堤体に樹木が繁茂している場合「要注視」とする)
--

○[健全]

・適正な維持管理がなされ、上記のいずれにも該当しない(S-2～4がない)とき
--

【各項目の測定方法】

堤体の漏水量の測定

- ①満水時の測定が望ましい。
- ②複数箇所からの漏水については全体での漏水量を測定する。
- ③メスシリンダー等による簡便法とする。
- ④2巡目以降の漏水量の測定において、以前の測定より貯水位が低い場合にあって、測定した漏水量が以前より少ない場合は、点検表の欄外に以前の測定値を記載する。

堤体の前法部の断面変形率(浸食率)の測定

- ①浸食箇所が複数の場合は最大箇所でポール横断等により測定する。
- ②該当箇所で築堤時の断面積に対しての断面積率とする。

堤頂部のひび割れの測定

- ①ひび割れが複数の場合は最大箇所を測定する。
- ②0.1cm単位で測定し、点検表に記載する。

洪水吐のひび割れの測定

- ①ひび割れが複数の場合は最大箇所での数値を測定する。
- ②クラックスケールで測定し、0.6mm以上の場合点検表に記載する。

洪水流量・現況洪水吐能力の算定

← 前回未算定、または前回からの変更がある場合は、算定する。

- ①別紙「洪水吐能力概算確認書」により算定する。
- ②流域面積については地形図(1/2,500~1/25,000)から算出する。
- ③地形区分についても地形図(1/2,500~1/25,000)から判断する。
なお、区分は「山地等」、「耕地等」、「市街地等」の3区分に集約して算出とする。

取水施設のひび割れの測定

- ①ひび割れが複数の場合は最大箇所での数値を測定する。
- ②クラックスケールで測定し、0.6mm以上の場合点検表に記載する。

【数値的判定基準の根拠】

※堤体の漏水量測定の考え方

漏水量1ℓ/sec/100mについては、技術基準の第4編 ため池整備 P4-1

- 1-3 要改修の判定 (1) 堤体等からの漏水量1ℓ/sec/100mに準ずる。

※堤頂部のひび割れ測定の考え方

ひび割れ幅については、技術基準の第4編 ため池整備 P4-2

- 1-3 要改修の判定 (2) パイピングを起こす漏水は、クラックに起因することが多い。クラックには、いろいろな種類のものがあるが、たいていは幅3~5cmぐらいのものが多い。

※堤体前法部の断面変形率(浸食率)測定の考え方

断面変化が著しい場合の断面変形率5%以上については、技術基準の第4編 ため池整備 P4-2

- 1-3 要改修の判定 (2) 堤体が当初断面に比して5%以上の面積率で変形に準ずる。

※コンクリート構造物の健全度評価の考え方

ひび割れ幅による鉄筋コンクリート構造物の健全度評価については、

「農業水利施設の機能保全の手引き」 P54

- (注8) 厳しい腐食環境の場合の値 [0.6mm] に準ずる。

- | | | | |
|-----|---|----------------|-----------------|
| S-5 | : | 最大ひび割れ幅 | 0.2mm未満 |
| S-4 | : | 最大ひび割れ幅 | 0.2mm以上~0.6mm未満 |
| S-3 | : | 最大ひび割れ幅 | 0.6mm以上 |
| S-2 | : | S-3に該当するものが全体的 | |

理由：①ため池の取水施設及び洪水吐等のコンクリート構造物は、夏期は貯水及び浸水状態にあり、冬期は水位低下により露出状態となるなど、厳しい環境にさらされている。
②ため池の構造は基本的には土堤であり、その上にコンクリート構造物が存在する状態であるため、ひび割れが発生しやすい条件下にあるため。

別添1

助言・指導対応業務記録(日報)

電話・現地

年月日		対応時間		対応者	
相手方		連絡先			
ため池名		所在地			
防重の指定	☐ 指定 ☐ 未指定	防災ID		県ID	
管理組織名		代表者名			
【 相 談 内 容 】					
【 助 言 ・ 指 導 内 容 】					
【 市 町 ・ 県 民 局 報 告 事 項 】					